

雇用保険 被保険者の皆さまへ

～失業給付(基本手当)の所定給付日数の基礎となる被保険者であった期間について～

1 失業給付(基本手当)とは

雇用保険の失業給付(基本手当)とは、被保険者であった方が離職した場合において、働く意思と能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない場合に支給されます。

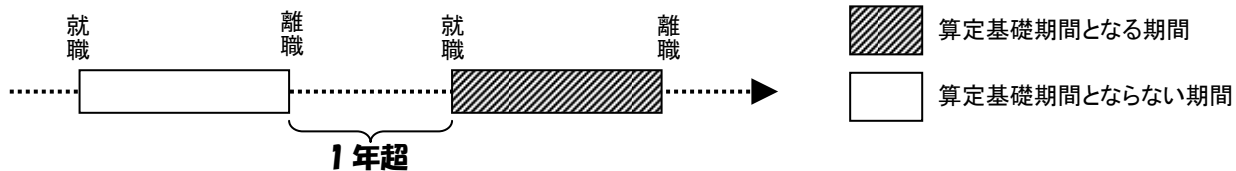
失業給付(基本手当)を受給するためには、離職前の2年間に被保険者期間が12ヵ月以上(倒産・解雇等の理由により離職された場合は離職前の1年間に被保険者期間が6ヵ月以上でも受給資格を取得します。)必要になります(被保険者であった期間のうち、賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を被保険者期間1ヵ月として計算します。)。

失業給付(基本手当)の支給を受けることができる日数(所定給付日数)は、雇用保険の被保険者であった期間(算定基礎期間)によって決定されますが、下記2の場合は、算定期間に含めることができません。

2 算定基礎期間に含めることができない場合

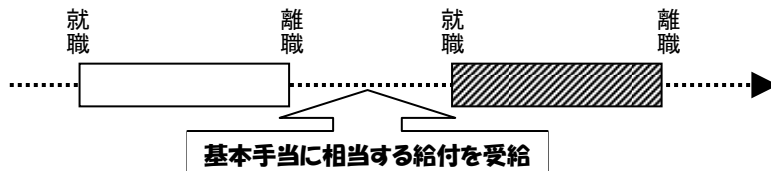
(1)被保険者であった期間に1年を超えて空白がある場合

被保険者であった期間に1年を超えて空白がある場合、その前の期間は含まず、再就職後から離職までの被保険者であった期間が算定基礎期間となります。



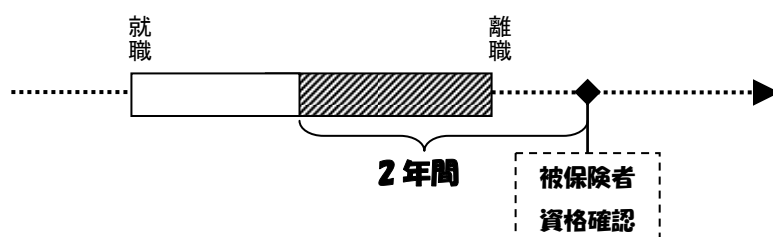
(2)過去に基本手当・特例一時金・再就職手当等の基本手当に相当する給付を受給したことがある場合

受給前の被保険者であった期間は含まず、受給後の被保険者であった期間が算定基礎期間となります。



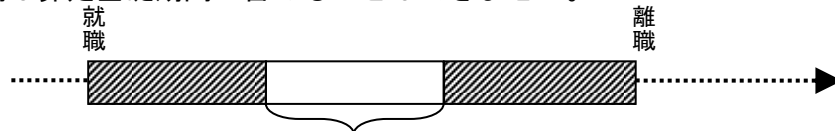
(3)遡及して被保険者となった場合

被保険者となった日が被保険者であったことの確認があった日から2年より前である場合、被保険者であったことの確認があった日から2年以内の被保険者であった期間が算定基礎期間となり、その前の被保険者であった期間は含めることはできません。



(4)育児休業基本給付金の支給に係る休業期間がある場合

被保険者であった期間に育児休業を取得し、育児休業基本給付金の支給を受けた期間がある場合、この期間は算定基礎期間に含めることはできません。



育児休業基本給付金受給

厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所(ハローワーク)

ご質問及びご相談は、最寄りのハローワークまでお願いいたします